

第4 議会と住民及び長との関係に関する調

1 住民の直接請求（法第74条・第86条）（表73）

- ・ 法第74条に基づき、条例の制定・改廃請求があったのは、5町村、件数は5件。そのうち本会議において、請求代表者が意見陳述を行ったのは5件、陳述人は7人。
- ・ 法第86条に基づく主要公務員の解職請求の該当は無し。

表73 議会と住民との関係（住民の直接請求）

（単位：件）

直接請求の種類	該当町村数 (団体)	件数	請求代表者の意見陳述(本会議)		
			有	無	
条例の制定・改廃請求 (法74)	5	5	5		0
			陳述人延人数(人)		
			総計	該当平均	
			7	1.4	
主要公務員の解職請求 (法86)	0	0			

2 議会と長との関係（法第98条、第100条、第176～178条）（表74）

- ・ 法第98条第1項に基づき、議会の検閲・検査を行ったのは、9町村9件。
- ・ 法第98条第2項に基づき、議会による監査請求を行ったのは、3町村3件。
- ・ 法第100条に基づく議会の100条調査を実施したのは、14町村20件。
- ・ 法第176条及び第177条に基づき再議に付したのは、6町村23件。
- ・ 法第178条に基づき長の不信任議決を行ったのは、1町村1件。

表74 議会と長との関係(議会の権限)

対象事務・事件	該当町村数(団体)	件数(件)
検閲・検査 (法98)	9	9
監査請求 (法98)	3	3
100条調査 (法100)	14	20
再議 (法176、法177)	6	23
長に対する不信任議決 (法178)	1	1